

# 令和8年度「近畿地域における自治体を主体とした事業承継支援体制構築に向けた調査事業」に係る資料提供依頼・意見募集について

令和8年5月15日

## 概要

令和8年度「近畿地域における自治体を主体とした事業承継支援体制構築に向けた調査事業」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

## 事業内容

本事業の内容については、別紙「仕様書（案）」のとおり。

## 資料提供依頼・意見募集期間

令和8年5月15日（金）～令和8年5月22日（金）

## 資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

1. 仕様書（案）に基づいた参考見積  
※見積書には、可能な範囲で業務内容ごとの工数及び費用内訳もご記載ください。
2. 仕様書（案）に対する意見
3. 事業実施のための人員体制

## その他

- ・本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。
- ・提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

## 提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 産業部 中小企業課

担当：浦戸、石場

電話：06-6966-6023

E-MAIL：bzl-kinki-jigyoushoukei@meti.go.jp

# 仕様書（案）

## 1. 件名

令和8年度近畿地域における自治体を主体とした事業承継支援体制構築に向けた調査事業

## 2. 事業の背景・目的

近年、中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化の進展や後継者不在等を背景として、事業承継に係る課題が顕在化している。2026年度版の中小企業白書によれば、後継者不在率は低下傾向にあり、後継者不足の解消は一定程度進展しているものの、依然として中小企業の経営者年齢の水準は高く、また2025年の休廃業・解散件数は約6.8万件と高い水準で推移していることから、円滑な事業承継が進まない場合、地域経済の持続性に影響を及ぼすおそれがある。

これまで、事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとする支援機関により、親族内承継から第三者承継（M&A）まで幅広い支援が実施されてきたところである。しかしながら、こうした支援が十分に行き届いていない事業者や、事業承継に係る課題や支援ニーズが顕在化していない層も依然として存在しており、いわゆる潜在的な事業承継ニーズを有する事業者へのアプローチが課題となっている。

また、事業承継に係る課題は、個々の企業の存続にとどまらず、地域の雇用や取引関係、サプライチェーンの維持等に影響を及ぼすものであり、地域経済全体の持続的発展の観点からも重要な課題である。このため、個別企業への支援に加え、地域全体として継続的かつ自律的に対応していく仕組みの構築が求められている。このような中、基礎自治体は地域事業者にも最も身近な行政主体として、事業者との日常的な接点を有していることから、事業承継に係る早期の気づきの提供や初期相談の受け皿として重要な役割を担うことが期待される。

本事業では、こうした状況を踏まえ、基礎自治体を主体とし、商工団体、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター等の地域関係機関と連携した支援体制の構築に向け、実態把握調査及び検討会を通じた分析・議論を行う。その上で、地域において持続的に機能する支援の仕組みを整理するとともに、具体的かつ実行可能なアクションプランを取りまとめ、他地域への展開にも資するモデル的な知見として整理することを目的とする。

## 3. 事業内容及び事業実施方法

本事業の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

### (1) 基礎自治体を主体とした事業承継支援体制構築に向けた調査

近畿経済産業局（以下「当局」という。）管内の2府5県において、基礎自治体を主体とした事業承継支援体制の構築を図るため、実態把握調査及び検討会の実施等を通じて、地域の実情に応じた支援の在り方及び具体的な取組内容を整理する。実施にあたっては、受託者が各地域の商工団体、金融機関、士業団体、公的機関等の関係機関（以下「地域支援機関」という。）と連携して行うこと。

なお、本事業で支援対象とする基礎自治体（以下「自治体」という。）は、当局において選定する。選定する自治体数は2とし、所在する府県が異なるものとする。

#### ① 実態把握調査

本調査は、自治体における事業承継の現状、課題及び支援ニーズを把握し、検討会における議論の基礎資料とすることを目的として実施する。

#### i. アンケート調査

本アンケート調査は、各自治体の域内に所在する事業者に対して、事業承継に係る個別の状況や課題、支

援ニーズ等の実態を把握し、後述する ii. ヒアリング調査の対象となる事業者の抽出・選定に資する事業者のリスト（名簿）を作成することを目的として実施する。なお、自治体において、過去に同様のアンケート調査を実施している場合又は本事業と同年度において同様の調査を実施予定である場合には、当該調査との重複を避ける観点から、調査内容や実施方法（実施有無を含む）について、自治体及び当局と協議の上、必要に応じて調整を行うこと。

#### <実施方法>

- 郵送による配布、返信用封筒による回収を想定しているが、メール、オンラインフォーム等による調査を実施する場合には、自治体及び当局と協議の上、行うこと。
- 依頼状及び調査票については、中小企業庁が作成した「事業承継アンケート調査」の依頼状と調査票のひな型」を参考とし、自治体及び当局と協議の上、決定することとする。
- 各自治体の域内に所在する企業（5, 0 0 0 者程度×2 地域を目安とするが、自治体の規模に応じ調整）を対象にアンケートを送付する。
- アンケート調査の実施にあたり、地域支援機関と連携するなど、回収率が向上する方法を検討すること。
- アンケート回答をもとに、ヒアリング調査の対象となる事業者のリスト（名簿）を作成するとともに、回答内容を整理し、個別の意見や状況が把握できる形で取りまとめる。また、後述②の検討会における議論の基礎資料として活用できるよう、項目間の比較や傾向が把握できる形で取りまとめること。
- なお、本調査はヒアリング対象の抽出・選定等の個別利用を目的とするものであるが、調査結果については必要に応じて副次的に集計・整理を行うことを可とする。

#### ii. ヒアリング調査

上記 i. アンケート調査の結果又は自治体及び地域支援機関の紹介等をもとに、事業承継に課題を持っている事業者、事業承継を実施した事業者等を抽出し、課題や支援ニーズ等のヒアリング調査を実施する。また、地域支援機関にもヒアリング調査を実施する。

#### <実施方法>

- 各自治体のヒアリング対象企業の抽出、調整、ヒアリング項目を作成した上で、ヒアリングを実施する。（5 者程度×2 地域）。なお、抽出方法、ヒアリング先の選定は、自治体及び当局と協議の上、決定することとする。
- 各自治体の地域支援機関に対し、事業承継支援体制構築の課題・ニーズ等について、ヒアリングを実施する。（4 者程度×2 地域）
- ヒアリングは、原則として委託事業者による訪問調査とするが、自治体、当局及び支援機関等の同行も想定しているため、随時スケジュールの調整を行うこと。
- ヒアリング時間は、1 時間程度を想定（移動時間を除く）
- ヒアリング結果については、実施後速やかに議事録を作成し、自治体及び当局等に共有すること。また、後述②の検討会で示すことができるよう、分析や要点整理を行うこと。

#### ② 検討会の開催

前述①の実態把握調査の結果及びこれまでの自治体独自の取組、地域における各種状況等を踏まえ、地域支援機関の参画の下、具体的な支援策及び連携体制を検討するとともに、実効性の高いアクションプランの策定につなげることを目的として開催する。

実施に当たっては、外部専門家を活用することとし、当該専門家の選定については当局と協議の上、決定するものとする。

#### <実施方法>

- 本検討会は、1自治体あたり3回程度実施する。
- 検討会の内容は、以下のような段階的な内容を想定するが、実施にあたっては、一部にワークショップ形式を採用する等、効果的となる開催方法を検討・提案すること。
- 外部専門家は、事業承継支援又は地域支援体制構築に関する知見を有するとともに、自治体、支援機関、金融機関等の多様な主体を巻き込んだ合意形成支援及びワークショップ等のファシリテーションの能力を有し、実効性の高いアクションプランの策定を主導できる者とする。また、当該専門家の選定、委嘱手続、日程調整並びに会議前後の調整・協議を行うこととし、謝金・旅費等は受託者が負担すること。
- 会場借り上げに係る手続や会場費、会場設営に係る経費、広報費、資料作成費等は受託者が負担すること。
- 本検討会が円滑に実施できるよう、各種資料の作成、各関係者との日程調整、当日の司会進行・ファシリテーション補助等を行うこと。また、会議終了後は速やかに議事録を作成し、各関係者に共有すること。
- 検討内容を踏まえ、自治体及び当局と協議の上、支援策や連携体制等を整理し、アクションプラン案の策定を行うこと。

#### <検討会内容（案）>

- 地域の実情・課題の整理
- 各支援機関の役割分担・連携方法の検討
- 継続的な支援体制及び運営方法の検討
- 具体的なアクションプラン案の作成

#### ③ 定例会議の開催

本事業の円滑な実施及び関係者間の認識共有を図るため、自治体及び当局等との定例会議を開催すること。定例会議においては、事業の進捗状況の確認、実施内容に関する方針検討、課題への対応方針の整理等を行うものとする。

- 開催方法：自治体選定後、原則として月1回程度、オンラインにより実施する。
- 出席者との日程調整、会議資料の作成及び事前共有、会議の運営、議事録の作成及び関係者への共有を行うこと。

#### (2) 自治体向けセミナーの開催

本事業の成果を広く共有するとともに、自治体職員の理解促進及び各地域における自律的な事業承継支援の取組の促進を図るため、自治体向けのセミナーを開催すること。

本セミナーにおいては、事業承継支援に係る概要及び施策理解の促進、自治体の役割及び関係機関との連携の考え方について整理するとともに、本事業における検討成果（検討会の結果やアクションプラン案等）を分かりやすく説明し、他地域における取組の参考となる実践的な内容とすること。

また、単なる成果報告にとどまらず、自治体が主体的に事業承継支援に取り組むための機運醸成につながる内容とすること。

#### <実施方法>

- 開催日時：令和9年1月～2月末頃。4時間程度（準備片付け含め終日）。
- 開催回数：1回
- 実施方法：対面及びオンラインを合わせたハイブリッド開催。原則として、オンライン配信にあたっては、専門事業者に外注すること。
- 会場選定：リアル参加人数の設定（50名程度）に応じた会場とすること。また、交通の利便性を最大限に鑑みた上で、募集人員が収容可能な会場を適宜当課と相談のうえ確保すること。なお、会場には、登壇者等の控え室を用意すること。
- 対象者：自治体職員を中心とし、その他支援機関職員、事業承継を支援する専門家など。
- 登壇者：事業承継支援に知見を有する有識者を選定し、2名程度の出席を想定する。なお、謝金及び旅費は受託者が負担するものとし、金額は大学教授級を想定しているが、選定に当たっては局と協議の上、決定すること。
- 登壇者以外の専門家（ファシリテーターを含む）等を招聘するか否かについては、当局と協議の上、決定するものとする。なお、当該専門家等への謝金及び旅費は受託者が負担するとし、会場の借上げに係る手続、会場費、会場設営に係る経費、広報費、資料作成費等についても、受託者が負担すること。
- 開催準備（会場・機材の手配、運営に係る調整、資料作成・印刷、参加者名簿の作成・連絡等）を万全に実施し、当日の設営・運営業務（司会進行含む）を円滑に行うこと。
- セミナー参加者に対するアンケートの実施、結果の集計を行うこと。アンケートは、アンケートシートを配布しその場で回収するか、もしくはQRコード等を提示し電子的に回収すること。なお、アンケートの設問内容は、イベントの満足度等のみならず、事業承継支援に関する現状及び支援ニーズ等の参加者の生の声を収集する内容とすること。
- 開催について広く周知するべく、本セミナー専用のホームページを作成すること。積極的にメディアとの連携を図り、機運醸成・意識啓発に取り組むこと。

#### <プログラム（案）>

- 基調講演
- 先進自治体による事例紹介
- 本事業で選定された自治体から登壇
- パネルディスカッション／ワークショップ
- イベントのアンケート（※次年度の実証事業参加自治体をピックアップする狙い）

#### （3）調査報告書の作成

前述の（1）～（2）の内容を踏まえ、今後の選定自治体による事業承継支援、ひいては自走可能な支援ネットワークの構築に向けて、選定自治体が事業承継支援に取り組むに当たっての現状・課題を整理の上、効果的な施策内容や連携体制についてまとめた調査報告書を作成すること。

なお、調査報告書は概要版と詳細版に区分し、それぞれ作成すること。

#### 4. 実施期間

委託契約締結日から令和9年2月26日まで